

Ⅲ 資料編

1 関係法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）

（19 文科初第 535 号 平成 19 年 7 月 31 日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図ることとしたこと。（法第 27 条）

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

①今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

②現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取り組みを行っている場合は、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者からの意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

2 「教育委員会定例会議事録」掲載ホームページアドレス

<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kyouiku/teireikai/teireikai.html>

3 平成 22 年度教育委員会基本方針

平成 22 年 3 月 24 日大磯町教育委員会第 12 回定例会で決定

教育三法の改正に伴い、各自治体では、新たな教育に向けた取り組みが益々求められるようになりました。大磯町教育委員会としても、教育委員会の活動に対し、自ら点検・評価を行うなど、その責任体制の明確化や体制の充実を図るとともに、教育行政における地方分権の推進に努めてまいりました。

大磯町では、平成 21 年度に、簡素かつ効率的な行政組織を構築するための機構改革が行われ、改革重点事項の 1 つとして、スポーツ振興に関する事務を町部局へ移し、代わりに子育て支援に関する事務を受け、子育てから義務教育行政を一貫して教育委員会で実施することとなりました。

大磯町教育委員会は、これらの法律改正と町の機構改革の趣旨を十分踏まえ、学校関係者、保護者及び地域住民との連携を深め、様々な教育課題や子育て支援に関する課題に取り組み、教育委員会活動のさらなる活性化に向け努力していきます。

《義務教育の基本方針》

現行学習指導要領の「生きる力」の理念や「大磯町第四次総合計画」の「心豊かな人を育てるまちづくり」の趣旨を踏まえる中で、新学習指導要領への移行期間であることを考慮し、その完全実施に向け、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成、そして、自己の生き方を見つめ、新しい時代を自ら切り拓くことのできる人づくり等、信頼される学校づくりの実現を目指します。

〔目標〕

1. 各学校では、創意工夫と新学習指導要領への移行を考慮した教育課程を編成し、特色ある学校づくりに努めるとともに、人間として心豊かでたくましい児童・生徒の育成を目指します。
2. 保護者や地域の方々と諸問題を共有しつつ協力体制を築き、これからの時代の要請に見合う大磯町にふさわしい教育活動の展開を図ります。
3. 「教職員としての使命の自覚」「教職員としての力量」を高めるために、教育研究所機能も活用し、研究・研修の機会や場を拡充します。さらに、異校種間連携や他市町との広域的人事交流も推進します。

〔重点施策〕

1. 小学校・中学校
 - (1) 各学校において、ティームティーチング(*)や少人数指導、目標に準拠した評価等、指導法の工夫改善の研究に努め、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と活用する力の育成に努めます。
 - (2) 小1プロブレム(*)の解消と中学校における生徒指導及び進路指導等の課題を解消するため、小学校低学年及び中学校において 35 人学級編制を推進します。
 - (3) 児童生徒の連続的な学びと成長を図るため、小・中学校教員の授業の相互乗り入れや情報交換会の充実により小・中連携を進めます。
 - (4) 教職員の専門性や指導力向上につながる研修制度の整備と充実を図ります。特に、電子黒板等 ICT(*)関連機器の積極的な活用について研修を深めます。
 - (5) 大磯町で策定した「大磯町食育推進計画」を基に、各学校における「食育」を推進するとともに

に、配置された栄養教諭を中心に、食に関する指導を積極的に実践します。

- (6) 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の趣旨を踏まえ、各学校で編成された教育課程の実施を支援します。
- (7) 支援教育の推進を図るため、教育支援員を配置するとともに、相談支援チーム体制を充実させます。また、いじめ・不登校をはじめとする課題に対しても、相談支援チーム機能を活用し、教育相談及び児童生徒指導の充実を図ります。
- (8) 開かれた学校づくりを進めるため、学校とPTA・地域・関係諸機関との協議・連携を図り、地域の教育力を活かす学習活動を行うとともに、学校内外における防犯・安全体制の一層の充実に努めます。
- (9) 学校水泳の実施場所や方法等について、両小・中学校が同じ条件で実施できるように配慮します。
- (10) 国府中学校のグランド改修及び国府小学校敷地内へのプール整備に向け、実施設計を行います。

2. 教育研究所

- (1) 教育研究の拠点となるよう書籍類、研究資料等の収集・整理及び各種広報活動を推進します。
- (2) 教職員の自主的な研修ならびに調査・研究の充実を図るとともに、「大磯の自然ガイドブック(磯の生物編・仮称)」の作成に向け、準備を進めます。
- (3) 新学習指導要領に即した「社会科副読本」の改訂に向けた調査及び資料収集等準備を進めます。
- (4) 教職員を対象に事例研究や研修会を実施し、児童生徒指導上の諸問題の解決や教職員の資質向上を図ります。
- (5) 教育研究所に配置しているスクールアドバイザー(*)を中心に、心理的・情緒的な問題を抱えている子ども達に対する援助や指導を行い、その保護者や関係教職員に対する教育相談等を行います。

《子育て支援の基本方針》

「安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進」、「家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進」、「多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実」を基本方針とし、子ども達一人ひとりにはもとより、その保護者に対する子育て支援の充実を目指します。

〔目標〕

1. 幼稚園では、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々との協力体制を築く中で、心豊かでたくましい園児の育成を目指します。
2. 保育園では、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、子どもの年齢と成長に合わせた心豊かな子どもの育成を目指すとともに、適切な保育の実施を行います。
3. 幼稚園と保育園の交流を深め、就学前幼児の育成を見据えた中で、幼保連携を推進します。
4. 子育て支援サービスの充実を図り、身近な場所で子育て支援を受けられるまちをめざします。また、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちがいきいきと成長できるまちをめざします。

〔重点施策〕

1. 町立幼稚園では、教育支援員の配置や AET(*)の派遣とともに、預かり保育を実施することで子育て支援を推進します。
2. 町立保育園では、引き続き、特別に支援が必要な園児への保育を実施するとともに、延長保育・一時保育・休日保育等の保育サービスの充実に努めます。
3. 大磯町で策定した「大磯町食育推進計画」を基に、町立幼稚園・保育園における「食育」を推進するとともに、町立保育園では、引き続き3歳児以上の完全給食を実施します。
4. 町立幼稚園・保育園内外の防犯・安全体制づくりを推進します。
5. 空き店舗を活用した民間保育園の分園等、保育園における待機児童対策を検討・実施します。
6. 町立・私立幼稚園及び保育園から小学校へ円滑に移行できるように、幼稚園及び保育園が小学校と協力し、各種行事を共同で開催するなどにより連携を図ります。
7. 放課後子どもプランの実現に向け、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施できるよう研究を進めます。
8. 横溝千鶴子記念子育て支援総合センターを5月に開所し、相談支援・つどいの広場機能及び子育て支援情報の提供を充実させるとともにファミリーサポートセンター事業の実施により、子育て支援体制の更なる強化を図ります。
9. 平成24年4月の民間幼稚園開園を目指し、選考等について事務を進めます。
10. 子ども手当の着実な支給を行います。

《生涯学習の基本方針》

「思いやりのある心豊かな人づくり」を目標に「生涯を通して学習できる環境づくり」を施策の方針として、生涯学習施設の有効利用と学習機会の充実に努めるとともに、地域住民と一体となった活動を目指します。

〔目標〕

1. ライフステージに応じた学習機会や情報提供を推進するとともに、自主学習支援体制の充実、青少年の健全育成、芸術・文化活動の活性化を図ります。
2. 人権に対する正しい理解と認識を深め、差別や偏見のないおもいやりのある「まち」を目指します。
3. 文化財・埋蔵文化財の保全を図るため、資料収集及び保護・活用を推進します。

〔重点施策〕

1. 町民が自由に学習機会を選択し、学ぶことができる生涯学習の一助として導入した、大磯町生涯学習人材登録制度の充実に努めるとともに、登録者を講師とした講座を開催し、制度の活用に努めます。
2. 生涯学習館については、生涯学習活動の拠点施設として有効利用を図るとともに、各学習団体相互の情報交換の場となるよう検討を進めます。
3. 熟年層を対象とした「OISO 学び塾」など、対象年代ごとに特色のある生涯学習講座を開催します。

4. 県生涯学習情報システム「PLANET かながわ」などを活用した生涯学習に関する情報提供に努めます。
5. 関係団体と協力して、青少年の健全育成に係る事業の充実に努めます。
6. 芸術・文化の活性化を図るため、おおいそ文化祭やおおいそ美術展を、公共施設等を利用しながら引き続き開催します。
7. 人権に対する正しい理解と認識を深めるため、人権教育講演会を開催し、人権啓発活動を推進します。
8. 町内に所在する歴史的な建造物保存のため、国登録有形文化財建造物又は町指定有形文化財となりえる候補について、各種調査等に併行して情報の収集に努めます。
9. 文化財資料等の保存・活用を図るため、資料等整理委託などにより蓄積された資料の整理を行なうとともに、貴重な文化財の保存に向けた取り組みを行います。

《図書館の基本方針》

図書館は、町民の知る自由の保障及び情報提供活動の向上を図り、町民の知的要求や活動形態の多様化に対応するよう図書館サービスを展開し、また、「大磯町子ども読書活動推進計画」に基づく、大磯の子どもたちの読書環境の整備に努めます。

[目標]

1. 「より便利に、より自由に、より役立つ」図書館を目指し、安全で快適な環境づくりと、人と資料を結び町民の多様なニーズに応えた利用促進を図ります。
2. 「大磯町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちがあらゆる機会と場所において、自主的に読書に親しめる環境、親しむ環境の整備に取り組むとともに、教育機関との連携を図ります。
3. 町民との協働による図書館活動の活性化と町民の生涯学習活動の支援を図るとともに、郷土資料館と連携し地域情報の収集に努めます。

[重点施策]

1. 「大磯町立図書館サービス計画 2008-2010」の次期計画を策定し、長期的な図書館サービスの指針とします。
2. 利用者にとって安全で快適な環境づくりのため、「大磯町立図書館修繕計画」の再検討を行います。
3. リニューアルした図書館ホームページを活用した情報提供を推進するとともに、施設の利用について周知を図り利用を促進します。
4. 「大磯町子ども読書活動推進計画」に基づく取組を検証し、子どもの読書活動に関する新たな計画を策定します。
5. 児童サービスのボランティア講座を開催し、おはなしボランティアの養成を図るとともに、児童講座の開催、ブックスタート、ブックトーク、学校・幼稚園・保育園等への学習支援など子ども読書活動を推進します。
6. 地域資料の有効活用を図るため、図書館データベースと郷土資料館所蔵資料の連携手法を検討します。

《郷土資料館の基本方針》

館のテーマである「湘南の丘陵と海」に基づき、資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動を行うとともに、地域住民と一体となった活動を目指します。

〔目標〕

博物館サービスを向上させ、地域住民にとって魅力があり、利用しやすい施設運営を目指します。

〔重点施策〕

1. 資料の保存、活用を図る一環として、資料のデータベース化を進めるとともに、引き続き木造神像の保存処理を行います。
2. ホームページを活用し、館の活動内容や地域資料の情報提供を充実させるとともに、ワークショップの開催を通して利用者との協働を進めます。
3. 常設展示では取り扱うことのできない分野を補うため、企画展などの開催を行います。
4. 常設展示室のリニューアル、老朽化した施設の計画的な改修や運営のあり方など館の整備運営基本方針をまとめ、基本設計業務の委託を行ないます。